

農業振興計画の概要

1 新たな計画の背景と目的

- 本市はこれまで、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めるため平成9年に第1次農業振興計画を、平成17年に第2次農業振興計画を策定し、令和3年度現在では、平成27年度を初年度とする第3次農業振興計画に基づき、計画に掲げる将来像の「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」の実現に向けて、府中農業の振興を図るための様々な施策を展開してきました。

- この間、農業者の高齢化等に伴う担い手不足や相続に伴う農地の減少、周辺開発による農業環境の悪化など、本市の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていますが、その一方で、市民の農地・農業に対する期待は、新鮮な地元産の農産物の供給にとどまらず、災害時の避難場所や緑のオープンスペースとしての機能のほか、身近な地域の農業体験や交流の場、子どもたちの食育活動の場としての活用など多岐にわたり、防災面、環境面、教育面などにおいても農地・農業の持つ役割は大きくなっています。

- 都市農地・農業の役割や価値への再評価を背景に、国においては、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する国や地方公共団体の責務等が明記されました。また、翌平成28年に閣議決定された同法に基づく基本方針「都市農業振興基本計画」では、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方針転換され、その後の生産緑地制度や都市農地の貸借に関する制度の改正などが進められました。

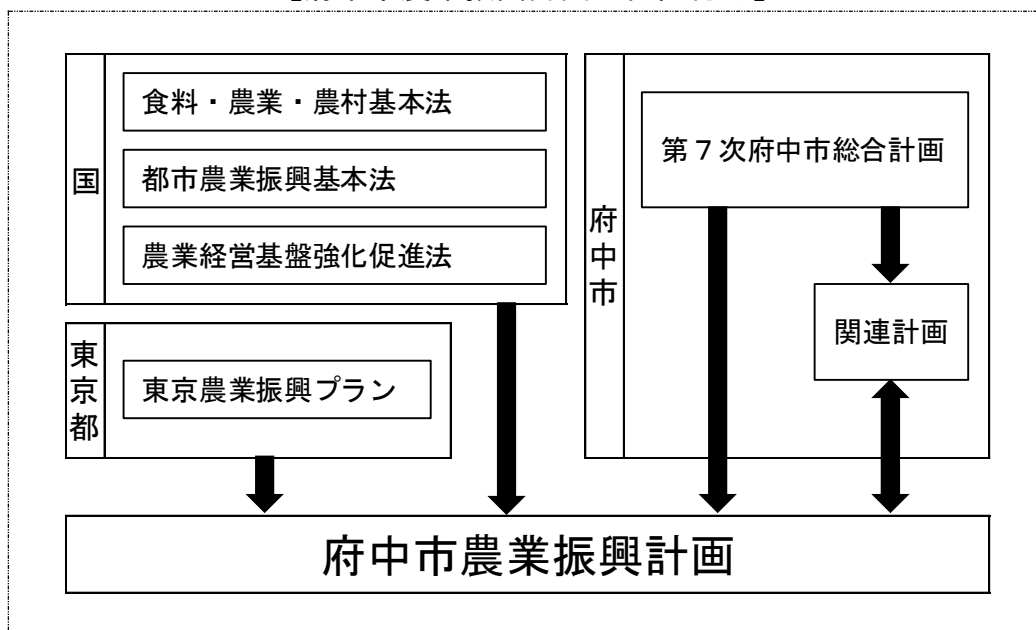
- こうした国の動きと並行して、東京都においては、平成28年に東京都農林・漁業振興対策審議会より「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」に関する答申がなされ、これを踏まえて平成29年には東京都が目指す農業振興の方向性と今後の施策の展開を示す新たな「東京農業振興プラン」が策定されました。

- このような中、本市の第3次農業振興計画については策定から7年が経過し、令和3年度をもって計画期間が終了することから、今後も本市の農業が豊かな市民生活を支える存在として安定的に継続し、将来に向けて展開していくことができるよう、現計画の継承を図りつつ、農地・農業を取り巻く多様な社会情勢の変化に対応した、令和4年度以降の本市の農業振興施策の方向性や具体的施策の展開を示す新たな計画として、第4次農業振興計画を策定するものです。

2 本計画の位置付け

- 本計画は、「第7次府中市総合計画」を上位計画とした農業振興施策に関する行政分野計画として策定します。また、農地・農業に関連する本市の環境やまちづくりを始めとした様々な関連計画との連携・整合を図ります。
- 本計画は、東京都が農業者、農業団体及び区市町村に対して農業の振興及び地域の活性化を図るための指針として策定した、「東京農業振興プラン」を踏まえた計画とします。
- 本計画は、「食料・農業・農村基本法」第8条による地方公共団体の責務に係る取組として策定するとともに、「都市農業振興基本法」第10条第1項に基づく「地方計画」及び「農業経営基盤強化促進法」第6条第1項に基づく「基本構想」の位置づけを有した計画として策定します。

【府中市農業振興計画の位置付け】



3 計画期間

計画期間は、上位計画である府中市総合計画の計画期間を踏まえ、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

令和4年度 ~ 令和11年度 [8年間]

4 計画策定体制

(1) 府中市農業振興計画検討協議会

令和3年6月、「府中市附属機関の設置等に関する条例」に基づく市長の附属機関として「府中市農業振興計画検討協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、市長の諮問に基づく協議会の答申（計画案）を踏まえて策定します。

(2) パブリックコメント手続

計画案に対して、幅広く市民から意見をいただくために、パブリックコメント手続を実施します。

(3) 庁内及び関係機関との調整

庁内各課及び東京都・農協等農業関係機関と所要の調整を図りながら計画を策定します。

【府中市農業振興計画の策定体制】

